



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	エカテリナ2世の地方改革 : その動機と背景に関する問題と諸見解 (20周年記念号)
Author(s)	鳥山, 成人; Toriyama, Shigeto
Citation	スラヴ研究, 20, 25-47
Issue Date	1975
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/5048
Type	departmental bulletin paper
File Information	KJ00000113010.pdf



エカテリナ 2 世の地方改革

——その動機と背景に関する問題と諸見解——

鳥 山 成 人

エカテリナ 2 世 (1762-96) の改革事業のうち最も重要なのは、1775年 11 月 7 日¹⁾の「全ロシア帝国の県の行政のための基本法」(Учреждения для управления губерний Всероссийской империи)²⁾によって実施された地方制度の大きな改編である³⁾が、この改革の一つの特徴は、地方の行政と司法にかなり大幅に諸身分(貴族、都市、国有地農民)、とくに貴族の代表を参加させたことであった。地方行政への住民の参加(住民の自治)は、既に 16 世紀にイヴァン 4 世がこれを実施し、それからとりわけピョートル 1 世がその晩年に、その導入を企てていたが、これらはいずれもロシアの政治制度のなかに定着するにいたらなかった⁴⁾。1775 年の改革についても、後にのべるように、これには最初から制度面、運営面で問題があったとされており、また、根本的には、ロシア社会における身分制の伝統の欠除が、貴族をはじめ諸身分の自立的な行政参加の発展を阻げた、とする見解も出されている。しかし、かつて「ロシア地方自治史」の著者キゼヴェツェルが指摘した次の事実も、われわれとしてはやはり無視することができない。

「エカテリナ 2 世の下で、18 世紀の第 4 四半期になってようやく、地方行政の新たな大きな改革が行われ、これは、その後 1864 年のゼムストヴォ制度の導入までの、大改革以前のわが国の歴史の全時期にわたる地方行政の組織を決定した。エカテリナの行政機構のこのような安定性は、それが強固な社会的基礎の上に実施され、そのすべての側面においてではないにせよ、少なくとも若干の側面において当時の歴史的時点の諸条件に合致していたことを物語っている。」⁵⁾

- 1) 本稿の日付は、旧露暦(ユリウス暦)による。これは 18 世紀には、グレゴリウス暦(いわゆる西暦)に対して、11 日のおくれがある。
- 2) Полное собрание законов, т. XX, № 14392, стр. 229-304.
- 3) 新たな制度の大様については、さしあたり次を参照。Н. П. Ерошкин, Очерки истории государственных учреждений дореволюционной России, М., 1960, стр. 158-65; Очерки истории СССР. Период феодализма. Россия во второй половине XVIII в., М., 1956, стр. 290-94; R. E. Jones, The Emancipation of Russian Nobility. 1762-1785, Princeton, 1973, pp. 220-32.
- 4) イヴァン 4 世の導入した地方自治については、Н. Е. Носов, Очерки по истории местного управления русского государства первой половины XVI века, М., 1957; его же, Становление сословно-представительных учреждений в России, Л., 1969 を参照。ピョートル 1 世の地方制度改革については、これがピョートルの死(1725)後間もなく修正される時点までを扱った М. М. Богословский, Областная реформа Петра Великого. 1719-1727, М., 1902 が依然として古典的価値をもっている。なお、S. Blanc, "La pratique de l'administration russe dans la première moitié du XVIII^e siècle," Revue d'histoire moderne et contemporaine, t. X, 1963 をも参照。
- 5) А. А. Кизеветтер, Местное самоуправление в России (IX-XIX ст.). Исторический очерк (М., 1910), изд. 2-ое, Пг., 1917, стр. 99.

私は現在、エカテリナのこの地方改革について、とくにその実施にいたる背景に関心をもっているが、これについては、エカテリナ自身の言明に始って、研究史の上でも様々な見解が出されている。そこでこれらを紹介し整理して、問題の所在を多少とも明らかにするのが、本稿における私のさしあたりの目的である。そしてその際私は、とりわけ1767-68年の立法委員会とこの地方改革の関連についての諸見解に注意を払うが、これは、以下にみるように、近年欧米の研究者を中心に、1775年の地方改革、とくにこの改革の一環としての地方における官職の選挙制と身分的自治の実施について、これに先行した立法委員会の影響を否定的に考える見解が有力になりつつあるからであって、この新たな見解について若干のコメントをつけることが、本稿の副次的な課題である。しかし、この新たな見解の本格的な検討も含めて、エカテリナの立法委員会と地方改革の関連そのものを論ずる作業は、次の機会に発表する予定の本稿の続編、「エカテリナ2世の立法委員会と1775年の地方改革」(仮題)にゆずることとする。

〔I〕

エカテリナは1777年10月10日のヴォルテール宛の手紙で、1775年の地方改革の法令のドイツ語訳を送ることを告げるとともに、次のようにいっている。

「わが国の法体系 (*édifice législatif*) は少しずつ整えられています。その基礎は法典のための訓令 (*l'instruction pour le code*) であります。私はこれを10年前にあなたにお送りしました。あなたは、このたびの法令が決して〔訓令の〕諸原則に反するものではなく、それから流れ出ていることを御覧になるでしょう。」⁶⁾

ここでエカテリナが「法典のための訓令」といっているのは、いうまでもなく、彼女が自らの召集した新法典草案作成のためのいわゆる立法委員会 (*Уложенная комиссия, 1767-68*)⁷⁾ に、その作業の指針として与えた1767年の有名な「訓令」(*Наказ*)⁸⁾ のことであるが、これが、モンテスキューの「法の精神」をはじめ西欧の啓蒙思想家の諸著作を素材にした作品であって、多くの箇所が原典からのほとんどそのままの引用からなっていることはよく知られている。この「訓令」でエカテリナが強調した一つの点は、法治主義の原則とそれに伴う司法・裁判制度の根本的な改善の必要ということであり、この面では彼女は、イタリアの自由主義的刑法学者ベッカリーア (*C. B. Beccaria*) の「犯罪と刑罰」(1764) の考えをとり入れる点が多かった。そして、1775年の地方改革では、行政と司法の分離を原則として、郡と県に民事と刑事の裁判所、それから貴族、都市住民、国有地農民のそれぞれについて身分別の裁判所が設けられ、またイギリスの *Court of Chancery*

6) W. F. Reddaway (ed.), *Documents of Catherine the Great*, Cambridge, 1931, p. 211.

7) この委員会の資料は、1867年以降約50年かかって、*Императорское Русское историческое общество* の *сборники* に発表された。特に関係が深いのは次の巻である。т. IV (1869), VIII (1871), XIV (1875), XXXII (1881), XXXVI (1882), XLIII (1885), LXVIII (1889), XCIII (1894), CVII (1900), CXV (1903), CXXIII (1907), CXXXIV (1911), CXLIV (1914), CXLVII (1915)。この資料の性格の史料学的検討が不十分な点に、従来の多くの研究に共通の弱点があると私は考えているが、これについては続編でのべる。

8) Н. Д. Чечулин (ред.), *Наказ императрицы Екатерины II* (СПб., 1907) が、この「訓令」の最も信頼できる版で、これには「訓令」の草案類も含まれている。

の衡平裁判の制度を摸して新設された各県の調停裁判所 (совестный суд)⁹⁾には、不当な逮捕の阻止などの人権保護の権能なども与えられた。

この司法と行政の分離の原則は現実には必ずしも守られず、各級の、また各身分の裁判機関にも制度上、運営上いろいろ問題があったが、それにしても、司法制度の面で、1775年の改革が「訓令」の精神をうけついだものであったことは明らかである¹⁰⁾。従って、上に引用したエカテリナの手紙の言葉に関連して、ベリャフスキーが、「〔1775年の〕法令と地方における権力再編成の本当の目的が、エカテリナ2世のこれらの言葉と全く共通するものをもっていないことは、いうをまたない。」としている¹¹⁾のは、問題である。エカテリナがこの手紙の上の引用に続く部分でとくに力をこめて述べているのも、裁判制度、訴訟手続きの公正、人権保障といったことである¹²⁾。

しかし、法治主義の原則をかかげる一方でエカテリナは、その「訓令」で君主権の絶対性を強調し (§ 8-12)、君主権の制限につらなるような表現は慎重にこれをさけた。これは以前から、とりわけ、「法の精神」などからのエカテリナの抜き書きを、その原文と一字一句詳しく比較対照したタルノフスキーの研究¹³⁾以来、専門家の間では常識になっている事実であるが、その際とくに指摘されてきたのは、モンテスキューが、“des canaux moyens par où coule la puissance”として、王政 (la monarchie) の下における“les pouvoirs intermédiaires”即ち諸身分、とりわけ貴族の存在と役割を重視していたのに対して、エカテリナがその「訓令」で、“Les lois fondamentales d'un État supposent nécessairement des canaux moyens, c'est à dire des Tribounanx, par où se communique la puissance souveraine” (§ 20)として、貴族の代りに国家機関をおいていた点である¹⁴⁾。従って、この「訓令」を作業の指針とすべきものとされた立法委員会についても、これを召集することによってエカテリナが代議制、立憲君主制の導入をもくろんだ、といったことは到底考えられない。本来「彼女の指令の直線上にあるのは、委員会（立法委員会）のような代議機関ではなく、彼女の精神に則していえば、官僚的な統治組織である¹⁵⁾」から

9) この調停裁判所の起源については、М. П. Павлова-Сильванская, “Социальная сущность областной реформы Екатерины II,” Н. М. Дружинин (ред.), Абсолютизм в России (XVII-XVIII вв.). Сборник статей, М., 1964, стр. 485-98 が新しい見解を出している。

10) 行政面でも、各県の知事の下に設けられて、学校・病院・養老院・孤児院などを所管した「慈恵局」(приказ общественного призрения)には、「訓令」で展開されていたエカテリナの啓蒙思想の具体化をみることができた。

11) М. Т. Белявский, “Треования дворян и перестройка органов управления и суда на местах в 1775 г.,” Научные доклады высшей школы. исторические науки, 1960, № 4, стр. 136.

12) Cf. Reddaway, op. cit., p. 212.

13) Ф. В. Тарновский, “Политическая докторина в Наказе императрицы Екатерины II,” Сборник статей по истории права, посвященный М. Ф. Владимирскому-Буданову, Киев, 1904. (筆者末見)

14) Cf. G. Sacke, Die gesetzgebende Kommission Katharinas II. Ein Beitrag zur Geschichte des Absolutismus in Russland [Jahrbücher für Geschichte Osteuropas, Beiheft 2], 1940, S. 66 f.; Н. М. Дружинин, “Просвещенный абсолютизм в России,” Абсолютизм в России, стр. 439; D. Geyer, „, Gesellschaft ‘ als staatliche Veranstaltung. Bemerkungen zur Sozialgeschichte der russischen Staatsverwaltung im 18. Jahrhundert“, Jahrbücher für Geschichte Osteuropas, N. F., B. XIV, 1966, S. 33 f.

15) Тарновский, Указ. соч., стр. 85-86. (Sacke, op. cit., S. 18 所引)

である。

エカテリナが立法委員会を招集した目的については、「この委員会を一方で助言的で情報提供的な機関と理解したエカテリナは、他方では、ロシア国民を啓蒙し、政治的に教育するという志向にも心を動かされた。……女帝は、自由主義的で啓蒙主義的な思想のための宣伝家と煽動家の役割を買って出たのである。」¹⁶⁾というのが、一つの、そしてある意味では古典的な、解釈であるが、これでは——少くともこれだけでは——彼女の強い専制志向が軽視されることになる¹⁷⁾。これに対して、エカテリナによる立法委員会の招集は、もともと専制の強化を目的としたものであったとする解釈が以前から存在し、これをとくに強調したのは戦前のドイツの歴史家ザッケであった。

ザッケは、エカテリナ即位当時のその地位の不安定性を強調し¹⁸⁾、女帝は自らの地位を強化し、同時に貴族一般 (Adel) の特権固執、とりわけ、パーニン (Н. Панин) に代表された一部有力貴族 (Aristokratie) の君主権制限の企図をおさえるため¹⁹⁾、彼女の本来の意志に反して、新法典の草案作成のための委員会という形で、農奴を除く国民各層の代表を——貴族の代表に対して都市 (と国有地農民) の代表が数的に優越するように配慮しつつ²⁰⁾——招集することにふみきった²¹⁾とした。そして、このような明確な政治目的に奉仕せしめられた委員会は、法典の草案作成には半ば当然のことながら失敗したが、エカテリナに『エカテリナ大女帝、祖国の至賢なる母』なる称号をおくるという決議——この委員会の唯一の決議事項——を行なうことで、エカテリナの地位を正当化し²²⁾、「その政治的使命——エカテリナの帝位と専制の確保」を果たした²³⁾、と評価した。そればかりでなく、ザッケは、エカテリナの「指令」そのものが、君主権の制限を含むパーニンの改革案に対して、専制を擁護するために作成された、と主張した²⁴⁾。そして、パーニンがエカテリナの即位直後に提出した改革案で君主権の制限を企てた、という説は、エカテリナの立法委員会が専制の強化を狙いとしたものであった、という点とともに、その後かなり広く受

16) N. N. Alexeiev, „Beiträge zur Geschichte des russischen Absolutismus im 18. Jahrhundert,“ *Forschungen zur osteuropäischen Geschichte*, B. VI, 1958, S. 17.

17) エカテリナの啓蒙主義については、ソ連の学界でも評価が一致していないように思われる。彼女の啓蒙思想を再評価しようとした Дружинин の上記の論文と、これを批判した И. А. Федотов, “Просвещенный абсолютизм в России,” *Вопросы истории*, 1970, № 6 を参照されたい。また、数年前に行われたロシア絶対主義論争で、その口火をきった А. Я. Аврев, “Русский абсолютизм и его роль в утверждении капитализма в России” (*История СССР*, 1968, № 2) の、エカテリナの「訓令」の法治主義を単に「偽善」、「デマゴギー」と解すべきではなく、その現実的基礎をみなければならない、という指摘 (Там же, стр. 94) も、この論争のなかでは生かされなかった。なおエカテリナの啓蒙思想とその政策との矛盾とされてきたものに、統一的解释を与えようとする新たな試みに、D. M. Griffiths, “Catherine II: The Republican Empress,” *Jahrbücher für Geschichte Osteuropas*, N. F., B. XXI, 1973, S. 323-44 がある。

18) Sacke, op. cit., S. 38-39, 57-58.

19) Ibid., S. 39-45.

20) Ibid., S. 94-97.

21) Ibid., S. 76-78.

22) Ibid., S. 136-40.

23) Ibid., S. 156.

24) Ibid., S. 61 f. この点の詳細は、G. Sacke, „Katharina II im Kampf um Thron und Selbstherrschaft,“ *Archiv für Kulturgeschichte*, B. XXXIII, H. 2, 1932 で展開された。

入れられて来た²⁵⁾。もっとも、この説は最近、これを“gentry oppositon thesis”とよぶランゼルの批判²⁶⁾をうけて再検討が必要になっているが、このランゼルが積極的に主張しているのも、エカテリナが有力貴族や高官たちの間の派閥争いを利用して、巧みに専制権力を維持したということ²⁷⁾、「訓令」についても、彼女の専制維持の意図は否定されていない。

〔II〕

エカテリナは即位前から、ロシアの国家体制、とくに地方制度の弱点についてかなりの知識をもっており、即位後ただちに部分的な改革を実施する²⁸⁾とともに、根本的な改革についてもその後何回か改革案を検討しているが、ベリャフスキーによれば、その治世の初期の「地方の行政・司法機関の再組織に関するエカテリナの政府の諸施策は、その全体の意味が、さらに一層の中央集権化、即ち集権化された官僚機構の強化と拡大に帰着した。この機構の強化と拡大のなかにこそ、エカテリナの政府は、自己の基本的課題を十分に遂行するための保証をみていた。」²⁹⁾エカテリナがはじめは、官僚機構の強化の方向で地方制度の改革を考えていたことは、Canadian Slavic Studies の「エカテリナ時代」(The Reign of Catherine II) 特集号にのったジョーンズの論文も強調している³⁰⁾。エカテリナが検討した改革案のなかには、彼女の求めに応じて有力な政治家シャホフスコイ (Я. П. Шаховской) の提出したものもあり、これは地方制度の整備に必要な人材の不足を、地方在住民、とくに地方貴族の間から選出される人物によって補なおうとするものであったが、ある程度1775年の改革の内容を先取りしたこの案を、エカテリナはとらなかった。彼女は70年代のはじめまでは、民選の地方官・裁判官といった構想に強く反撥し、中央集権と官僚制強化を軸とした改革に固執していた³¹⁾。そしてこれは、1767年の「訓令」の精神にも忠実な態度であった。

25) См. Очерки истории СССР. Россия во второй половине XVIII в., М., 1956, стр. 273-74, 283-84; История СССР. Первая серия, т. III, М., 1967, стр. 429; L. Gershoy, From Despotism to Revolution. 1763-1789, N. Y., 1944 (L. J. Oliva, Catherine the Great, Englewood Cliffs, N. J., 1971, pp. 161 f. 所引); G. Stökl, Russische Geschichte, Stuttgart, 1962, S. 403 f.

26) D. L. Ransel, "Nikita Panin's Imperial Council Project and the Struggle of Hierarchy Groups at the Court of Catherine II," Canadian Slavic Review, Vol. IV, No. 3, 1970; ditto, "Catherine II's Instruction to the Commission on Laws: An Attack on Gentry Liberals?," Slavonic and East European Review, Vol. L, No. 118, 1972.

27) この点は、Jones, op. cit., pp. 101-08, 118-22 も同様である。

28) Ibid., pp. 176 f.; Белявский, Указ. соч., стр. 128-29. なお Ю. Готье, "Отзывы губернаторов шестидесятих годов XVIII века об областном управлении," Сборник статей в честь Матвея Кузьмича Любавского, Пг., 1917, стр. 19-20 をも参照。

29) Белявский, Указ. соч., стр. 134.

30) R. E. Jones, "Catherine II and the provincial Reform of 1775: A Question of Motivation," Canadian Slavic Studies, Vol. IV, No. 3, 1970, pp. 499 ff. ジョーンズは、1973年のその著書でも、「[即位後] エカテリナは、より一層の集権化とよりきびしい上からの監督による政府の効率と能力の改善にのり出した。」とし (Jones. The Emancipation of ..., p. 174), 1775年の地方改革までのエカテリナの政治を、"Bureaucratic Absolutism. 1762-74" と題した章で論じている。

31) Белявский, Указ. соч., стр. 134-5; Jones, "Catherine II and ...," pp. 499, 504 f.: ditto, The Emancipation of ..., pp. 190 f. 194 ff; Очерки истории СССР. Россия во второй половине XVIII в., стр. 274-75.

しかし、1775年の地方改革は、従来の中央集権化の方向に対して、各地に派遣される代官＝総督（наместники＝генералы-губернаторы）とその下の各県知事（губернаторы）に大幅な権限を移して、地方分権の方向を示す³²⁾とともに、新設された県・郡の行政・司法機関の多くのポストに、貴族はじめ諸身分から互選されたものを任命することにした。もっとも、この改革でエカテリナは、総督に自分に忠実な有力政治家を配したので、制度的分権の下で政治的にはかえって集権化が進み、また民選の役人や司法官が就任に先立って総督や官選知事の承認を必要とした上、就任後は政府から給与と官等（чин）の授与をうけて、ほぼ完全に上級機関の指示・監督・命令権の下におかれたので、行政と司法の分離や地方行政の自主性はもとより、自分たちの間から役人や司法官を選出する諸身分の自治も定着せず、貴族の身分的自治の中心たるべき貴族団長（предводитель дворянства）までが、やがて知事の属僚の扱いをうけるようになった、といわれている³³⁾。しかし、それにもかかわらず、1775年の改革が、エカテリナの初期の方針とは違った原則をロシアの地方制度に導入したことは明らかである。「エカテリナは1775年にこれを、いやいやながら一つの便法として採用した。」とジョーンズはのべている³⁴⁾。

ところで、それでは、このようにエカテリナの政策に一つの転換、少くとも修正をもたらしたのは何か、という点ではジョーンズはプガチョフの反乱（1773-75）の影響をあげ、「1774-1775年までロシア国家の政策であった³⁵⁾」《官僚的絶対主義》を修正させたのは、弱体な地方行政の危険性を明らかにしたプガチョフの反乱であった、と説いている³⁶⁾。

「プガチョフ乱とこれに結びついた農民騒擾は、既存の体制の弱点が、国家の安全どころか、その存続そのものにとってさえ、明日かつ当面の危険であることを明らかにした。」³⁷⁾「革命の恐怖と、大衆が彼らの地位にひきとめておられない場合に行なうであろう

32) Cf. Alexeiev, op. cit., S. 34-35. なおこの大幅な権限移譲が主な原因で、中央では外務・陸軍・海軍の三者を残して、多くの参議会（коллегии）が、この後80年代の末までに次第に整理されて行った。（この経過については、さしあたり *Очерки истории СССР. Россия во второй половине XVIII в.*, стр. 286-90 を参照）この点で、1775年の改革は、単なる地方制度の改革以上の大きな意義を有した。

33) 民選の役人に対する国庫からの給与支給については、既に1775年改革の古典的研究たる В. Гргорьев, *Реформа местного управления при Екатерине II. Учреждения о губерниях 7 ноября 1775*, СПб., 1910, стр. 335 が、「〔これは〕選挙制の原則に対してエカテリナの政府部内で支配的であった態度を、何よりも明日に物語っている。社会諸グループの機能は純粋に受動的・補助的であった。役人の選出がすむと、……彼らは、国家から給与をうけて彼らの上級機関に完全に従属する政府官吏になった。」としていた。民選の役人、司法官の従属的地位の他の側面については、Белявский, *Указ. соч.*, стр. 136 и сл.; Geyer, op. cit., S. 43 ff.; Jones, *The Emancipation of ...*, pp. 236 f.; M. Raeff, *Origins of the Russian Intelligentsia. The Eighteenth-Century Nobility*, N. Y., 1966, pp. 100 f.; J. P. LeDonne, "The Provincial and Local Police under Catherine the Great, 1775-1796," *Canadian Slavic Studies*, Vol. IV, No. 3, 1970, pp. 515 f. などを参照。

34) Jones, "Catherine II and ...," p. 510. これについては, ditto, *The Emancipation of ...*, pp. 230 ff. をも参照。また P. Duke, *Catherine the Great and the Russian Nobility*, Cambridge, 1967, pp. 222 f., 232 もジョーンズと似た趣旨のことをのべている。

35) Jones, *The Emancipation of ...*, p. 196.

36) *Ibid.*, pp. 196-209; Jones, "Catherine II and ...," pp. 505-07.

37) Jones, *The Emancipation of ...*, p. 196.

うことの恐怖から、国家は、農奴所有者たる貴族を同盟者、既存秩序の防衛の仲間とみなすことになった。」³⁸⁾「反乱がエカテリナと貴族の間に関係に急変をもたらしたのである。」³⁹⁾

プガチョフの乱がエカテリナの政策転換において果たした大きな役割は、ソ連の専門家、ジョルードコフによっても強調されている。

「プガチョフの運動は〔1775年の〕法令の内容に最も決定的な影響を及ぼした。それは政界上層部に、官僚機構にだけ頼って〈既成の体制〉を維持することは現状では不可能であることを示した。……反乱までエカテリナは、自分の専制君主の権利が少しでも制限されることを恐れて、……県の行政への参与という地方貴族の希望の実行をためらっていたが、今や彼女とその側近たちは、政府の地方機関と自分の所領に住んでいる地主たちとの積極的な共同の協力は、人民を服従させておくことが不可能なことをさとした。そして、新たな立法からわかるように、地方貴族は県の行政への参加を許された。地方行政は今や官僚的＝公選的 (выборное) になる。しかし貴族たちは、単に地方の指導への参加を認められたのではなく、郡の行政・警察権力を完全にその裁量下に受けとったのである。」⁴⁰⁾

プガチョフ反乱と1775年の改革の関係の問題に深く立入ることは、本稿ではさしひかえるが、なお若干の指摘をしておく、ジョルードコフの説明は、エカテリナ2世期をいわゆる「貴族帝国」(дворянская империя)の完成期とするソヴェト史学の通念の上に立っている、といえる。そして事実、「農民戦争の時期に貴族帝国の行政組織の弱さが暴露された。……このため、反乱農民に対する処刑の直後に、ツァーリ政府は帝国の警察＝官僚機構の強化を決意した。」⁴¹⁾というのが、大学の教科書でもとられてきたソヴェト史学の通説的理解である⁴²⁾。しかし比較的最近、クロクマンはそのモノグラフで、これを「あまりに一面的な解釈」として、「地方改革の実施を1773-1775年の農民戦争とだけ結びつけることはできない。」と主張し始めている⁴³⁾。そして同様のことは、パヴロヴァ＝シリヴァンスカヤも、「1775年の改革は、エカテリナ2世自身と有力な貴族行政官たちとの十分に永い、かつ激しい作業の結果であった。」⁴⁴⁾という言葉で間接的に表現している。これは、地方改革の法令が急速かつ短期間にまとめられた、とするジョーンズ説⁴⁵⁾とも対立するものであるが、その当否はここでは問わないことにする。

38) Ibid., p. 197.

39) Ibid., pp. 203 f.

40) В. Ф. Желудков, “Крестьянская война под предводительством Е. И. Пугачева и подготовка губернской реформы 1775 года,” Вестник Ленингр. универ., 1963, № 8, стр. 65.

41) История СССР, т. I, М., 1956, стр. 551.

42) С. Б. Окунь, История СССР. конец XVIII—начало XIX века (Курс лекции), Л., 1974, стр. 47-48 をも参照。

43) Ю. Р. Клокман, Социально-экономическая история русского города. Вторая половина XVIII века, М., 1967, стр. 122-24.

44) Павлова-Сильванская, Указ. соч., стр. 490.

45) Jones, The Emancipation of ..., pp. 208 f., 210 f.; ditto, “Catherine II and ...,” pp. 507 f.

〔III〕

エカテリナ2世の地方改革の背景として、研究史の現状からして現在とくにとりあげなければならないと思われるのは、1767-68年の立法委員会の役割、具体的には、この委員会に出席者＝代議員を通じて提出された「訓令書」(наказы)と、この委員会における討議の内容の影響の問題である。ここで「訓令書⁴⁶⁾」というのは、代議員を選出した選挙民たちが、エカテリナの指示で、自分たちの集会で決めて代議員に持参させたものであるが、この多数の「訓令書」にえがかれた地方の実情や、これにもられた諸身分の切実な訴え、具体的な要求が、委員会における代議員たちの発言とともに、エカテリナに地方改革の決意を促がし、またとくに、その改革の内容の決定に大きな意味をもった、というのが一つの有力な説である。というよりは、立法委員会は、法典の草案作成には失敗したが、「訓令書」をはじめ委員会の集めた資料、委員会の総会並びに小委員会での討議、さらに一部小委員会の作成した法典の素案などが、その後のエカテリナの立法と改革事業に影響をあたえ、あるいは利用されたというのは、ロシア史のいわば常識である。初めて「訓令書」の詳しい分析を行ったのは、前世紀末に、同じ雑誌に相次いで発生されたボゴスロフスキーとキゼヴェツテルの研究であるが⁴⁷⁾、それらでは既に次のように述べられていた。

「新たな法典は編まれなかったが、委員会の活動は無駄には終らなかった。……委員会の残した資料がエカテリナの治世のその後の立法事業に利用されたことは、女帝自身が認めた。……エカテリナは、彼女が『各郡の必要と欠陥を知る』のに手助けになった委員会のことを、1775年の法令の序文で回想しているが、これはもっともなことである。1775年の県に関する法令と1785年の貴族に対する特権認可状を、貴族の訓令書の諸要求と比較すれば、後者がいかに法律のなかに具体化されたか、を指摘することができる。」⁴⁸⁾

「委員会の夭折にもかかわらず、また委員会がそれに公式に課せられた任務を果すのにふさわしくなかったにもかかわらず、私の考えでは、現在これを女帝の無駄な思いつきとよぶものは既にいないし、女帝の治世の重要な立法が、委員会の集めた、そして一部は委員会の作成した資料から生れたことを否定する者もないであろう。」⁴⁹⁾

46) エカテリナの「訓令」(Наказ)—いわゆる「大訓令」(Большой Наказ)—と区別するため、かりに「訓令書」と訳しておく。

47) М. М. Богословский, “Дворянские наказы в Екатерининскую комиссию 1767 г.” Русское богатство, 1897, № 6, 7.; А. А. Кизеветтер, “Происхождение городских депутатских наказов в Екатерининскую комиссию 1767 г.” Русское богатство, 1898, № 11. (この論文は、18世紀都市史研究の他の論文とともに、後に А. А. Кизеветтер, Исторические очерки, М., 1912 の第三部に収められた)

48) Богословский, “Дворянские наказы …,” русское богатство, 1897, № 7, стр. 141.

49) Кизеветтер, Исторические очерки, стр. 209-10. キゼヴェツテルは、のちに次のようにもいっている。「エカテリナの治世の70年代と80年代の諸立法は、彼女の治世のはじめに招集された国民代表たちの仕事によって蓄積された資本の利子を、全部ではないにせよ、著しい程度においてあらわしていた。」(А. А. Кизеветтер, “Императрица Екатерина II, как законодательница,” Кизеветтер, Исторические очерки, стр. 277-78)「これ(1775年の地方改革)は、1767年の代議員たちの訓令書にかくも明白に表現された、地方行政への自立的参加を求め自由な諸身分の志向に対する立法権力の答えであった。」(Там же, стр. 280)

エカテリナ2世の地方改革

ボゴスロフスキーやキゼヴェツテルに比べるとより慎重な表現を使っているが、欧米の学界ではじめて貴族代議員の「訓令書」を全面的に利用したその最近の研究で、イギリスのデュークスも次のようにいっている。

「1775年の地方改革と1785年の貴族への特権認可状は、帝国の行政当局が立法委員会を通じて貴族から受取った情報の影響をある程度うけた。程度は様々であったが、各地の貴族の集会は地方の、とくに下級段階での、法と秩序に統制を及ぼすことに対する彼らの切実な関心を示し、彼らの訓令書の若干はまた、貴族のためのある種の地方自治の形成を示唆した。これらの願望にある程度こたえる方向がとられた他、1775年と1785年の法令も、部分的に、1767年に表現された貴族のその他の希望に対する返答であった。……1775年の改革の全面的な準備において、エカテリナは確かに貴族たちの諸提案を研究した。」⁵⁰⁾

1767-68年の立法委員会がその後のエカテリナの立法に影響を与えたことは、ソヴェト史学ではいわば通説になっている。

「委員会が編集した龍大な訓令書の資料、それからとくに小委員会が作成した法案は、エカテリナ2世のその後の立法——特権認可状と地方改革の作成——の資料として役立った。」⁵¹⁾

「地方行政の諸問題は、二つの小委員会で審議された。県単位の新たな行政区分が研究され、その際、地方行政機関への貴族から選ばれたものの参加が予定された。小委員会の資料は、1775年の地方改革の実施と都市及び貴族への特権認可状の準備の際に政府によって利用された。」〔「地方」改革の素材になったのは、立法委員会への代議員たちの訓令書と行政改革を扱った一小委員会の成果、並びに、13の個人の案と元老院の提出した4つの案であった。〕⁵²⁾

「〔1775年の〕〈法令〉の作成に際してエカテリナは、立法委員会への貴族の訓令書に表現されていた貴族の要求と希望を広汎に利用した。」⁵³⁾

専門家のパヴロヴァ＝シリヴンスカヤも、上記のモノグラフで、「周知のように、地方行政の組織に関する貴族の希望は、立法委員会で最もはっきり鳴りひびいた。貴族の訓令書が、準備された改革の性格に強く作用したという点で、すべての研究者は一致している。」と述べている⁵⁴⁾。しかし、彼女は同時に、史料のこまかい検討にもとづいて、「改革の準備においてエカテリナとその協力者たちは、立法委員会の資料のうち貴族の訓令書を直接には使わなかった」という事実を確認している⁵⁵⁾。この重要な指摘は、本稿の続編で述べるように、立法委員会と1775年の改革の関連をただちに否定するものではないが、従来のソヴェト史学の通説に一定の修正を求めるものである。

50) P. Dukes, *Catherine the Great and Russian Nobility: A Study based on the Materials of the Legislative Commission of 1767*, Cambridge, 1967, pp. 222 f.

51) *Очерки истории СССР. Россия во второй половине XVIII в.*, стр. 284.

52) *История СССР*, т. III, М., 1967, стр. 452-53, 486.

53) *Хрестоматия по истории СССР. XVIII в.*, М., 1963, стр. 506.

54) *Павлова-Сильванская*, *Указ. соч.*, стр. 468.

55) *Там же*, стр. 471-72.

〔IV〕

これに対して、欧米の専門家の間では、もっと早くから、この通説を否定する見解が出されている。即ち、既に1940年にザッケが上記の研究書で、「訓令書」に表現された国民各層の必要や希望をエカテリナがその後の立法で参考にしたという考え方は、間違っているとしていた。そしてその場合、エカテリナは訓令書を見るまでもなく地方の行政・司法の実体をよく知っており、彼女が「訓令書」の作成・提示を指示したのは、当時皇帝への請願が禁止されていたロシアの国民の間に、これによって彼女に対する「最大の熱狂」(die grösste Begeisterung)がおこるのを期待したからであって、「訓令書」を参考にする気持はもともと女帝にはなかった、というのがザッケの説明であった⁵⁶⁾が、「訓令書」がエカテリナに新たな知識を与えることはなかったという点は、現在の研究者ガイヤも主張している。

「県制改革の動機の問題では、学界でくりかえし、1767年の指令書で貴族の要求したことと、エカテリナが結局認めたこととの間に存在する関連が主張されて来ている。かくして改革は通常、貴族に対する専制の譲歩として表象された。県行政令の諸条項は、貴族の諸要求から論理的に生じたように思われた。ソヴェト史学は、史料のこのような比較から、女帝は1775年に〈貴族独裁〉に高価な貢物を納め、地主たちの階級的支配を永引かせた、との結論を引き出している。……たしかに一連の貴族の訓令書にみられた諸提案は、1775年の行政改革の諸規程と関連づけられる。ロシアの〈陳情書〉(cahiers de doléances)は、貴族が地方において、そこで支配的な弊風に接して受取った広汎な不快感を反映していた。しかしながら、そこにまとめられていた苦情は、既にみたように、政府には以前から熟知のことがらであった。⁵⁷⁾

このガイヤの言葉は、われわれが問題にしているエカテリナの政策のある意味での転換(純粋な官僚支配の原則から最少限にせよ住民代表の参加の方式の併用への転換)の理由にはふれていない。というよりは、彼はもともとエカテリナの政策の転換ということを考えていない。そしてこれは、ガイヤの18世紀ロシア「社会史」の理解そのものにかかわることであるが、この点はあとで論ずることにし、次に、18世紀と19世紀前半のロシア史の分野で戦後次々に問題作を発表して独自のロシア史像を提示しているアメリカのラエフ⁵⁸⁾の見解をみることにする。ラエフは、私の知る限りでは、エカテリナの立法委員会についても地方改革についても、いわゆるモノグラフは発表していないが、上記のCanadian Slavic Studiesの特集「エカテリナ時代」の諸論文を中心に最近の研究動向を論じた興味深い一文⁵⁹⁾のなかで、さきにとりあげたジョーンズ論文にふれて次のようにいっている。

「ロバート E. ジョーンズは、この地方改革がその起源を直接、1767年の立法委員会の訓令書と論議に負っている、という古くさい神話を改めて打ち破っている。彼は、地

56) Sacke, Die gesetzgebende Kommission ..., S. 118 f.

57) Geyer, op. cit., S. 40.

58) ラエフによる18世紀ロシア史理解の大様は M. Raeff, Imperial Russia. 1682-1825. The Coming of Age of Modern Russia (Borzoj History of Russia, Vol. 4), N. Y., 1971 であらうことができる。

59) M. Raeff, "Random Notes on the Reign of Catherine II in the Light of Recent Literature," Jahrbücher für Geschichte Osteuropas, N. F., B. XIX, H. 4, 1971.

方行政に関する関心が1767年以前に強いものであり、エカテリナの即位以来、若干の提案が積極的に検討されていたことを示している。その上彼は、1767年の委員会の論議が地方行政改革に関するエカテリナの作業を促進することも、彼女の基本的アプローチに違った方向を与えることもなかったことを示している。しかしながら、永い間の関心事は、プガチョフの反乱の衝撃の下で、優先的な事項になった。新たな広汎な反乱の恐怖に追いたてられて、エカテリナはこの課題にとりかかり、これまでの諸計画や経験のある地方行政官の助言に助けられて、立派な成果を導き出した。1767年の訓令書と論議は実情について情報を与えはしたが、法令の作成にはほとんど重要性をもたなかった。ここでも、一つの重要な改革が、行政上の必要からおこり、政府の技術的な課題として遂行されたことになっている。⁶⁰⁾

このラエフの言葉は、ジョーンズ論文の要旨の正確な紹介というよりは、ラエフ自身の問題観にひきよせた論点の整理＝解釈という色彩が強⁶¹⁾、それだけにわれわれにとっては興味深いのであるが、それはともかく、この文章の最後でラエフが、「ここでも⁶²⁾、一つの重要な改革が……」と語っているのは、同じ「エカテリナ時代」特集にのったK. R. モリソンの論文⁶³⁾が、エカテリナの立法委員会を、行政上の必要から開かれたものと解釈していたのをうけている。モリソンは、その論文の副題の示すように、自分の説明を「一つの行政的解釈」と規定しているが、ラエフは正にこの「行政的解釈」の立場に立つものといえる。彼は「エカテリナの立法と諸改革を適切に取扱い、特殊具体的な行政的問題の解決におけるその成功と失敗を評価することが今や可能である⁶⁴⁾」との認識に立っているのである。

そして、このラエフによってとくに高く評価されたその論文で、モリソンは、エカテリナの立法委員会を、かつて想定されたように、エカテリナが特定の政治理念ないし政治目的の実現のために開いたものとは考えず、既にエカテリナの即位前、エリザヴェータ女帝(1741-61)治下の50年代中葉に、行政上の具体的必要から取上げられて、その後ピョートル3世の短い治世(1761-62)を経て、エカテリナ2世治下の1785年⁶⁵⁾まで続いた一連の立法・改革事業のなかに、これを位置づけるべきものとしている。その場合モリソンがとくに重視しているのは、エリザヴェータ女帝の下で1754年に設けられた立法委員会

60) Ibid., p. 547.

61) この点は、ジョーンズ論文に限らない。上にふれたパヴロヴァ＝シリヴァンスカヤの論文についてのラエフの次のような説明についても、同じことがいえる。「彼女は、改革が1767年の委員会で述べられた諸要求に対する直接の応答に由来したというテーゼを退け、エカテリナ2世の政治上、行政上の諸施策が専門の見地から (in their technical terms) 分析されるべきことを鋭く指摘した。」(Ibid., p. 548) パヴロヴァ＝シリヴァンスカヤは、現在のソ連のロシア絶対主義研究者のなかでは、ソヴェト史学の公式的立場から比較的自由に、欧米の研究業績に一番深い理解＝共感を示している人物のように思われるが (См. М. П. Павлова-Сильванская, “Проблема русского абсолютизма в современной буржуазной литературе,” История СССР, 1969, № 6), それでも、自分の実証と解釈に対するラエフのこのような意味づけには困惑することであろう。

62) 傍点は筆者(鳥山)のもの。

63) K. R. Morrison, “Catherine II’s Legislative Commission: An administrative Interpretation,” Canadian Slavic Studies, Vol. IV, No. 3., pp. 464-84.

64) Raeff, “Random Notes ...,” p. 546.

65) 貴族と都市に対するエカテリナ2世の特権認可状 (жалованные грамоты) の下附された年。

(いわゆるエリザヴェータの立法委員会, *Елизаветинская уложенная комиссия*) の課題並びに役割と、エカテリナ2世の立法委員会のそれとの基本的な共通性ということである。

「1750年代の中葉から1785年までの全時期は、エリザヴェータとエカテリナ2世の立法委員会を軸として、行政改革を実現するための継続的な努力を構成していた。立法委員会は……改革を準備するための行政手段であり、改革の原因というよりは過程の一部であった。行政の一形式として、エカテリナ2世あるいはエリザヴェータの立法委員会は、それらを成立させた必要と同様、啓蒙主義から導かれたものではなかった。」⁶⁶⁾

そしてこのエリザヴェータ期とエカテリナ期の内政上の課題の共通性＝連続性ということとは、ロシア絶対主義の財政史を専攻しているトロイツキーの近年の研究⁶⁷⁾によっても明らかにされている、というのがラエフの認識である⁶⁸⁾。

〔V〕

このように、「国内行政の点でエリザヴェータとエカテリナ2世の治世の間には、明白な連続性がある。」⁶⁹⁾というのが、ラエフに代表されるエカテリナ2世の改革の「行政的積」の一つの前提であるが、実はこの点、即ち、エリザヴェータ治世の50年代からエカテリナ時代にかけてのロシアの内政の方向の一貫性・連続性ということは、ソヴェト史学が大部以前から主張して来たところであり、1967年に出た「ソ連邦史」の第3巻でも、次のようにいわれている。

「エリザヴェータ・ペトロヴナ、ピョートル3世、エカテリナ2世は、その活躍の規模を異にしていた。彼らは、国家統治におけるその能力と個人的関与の点で、とても同列には論ぜられない。その違いは、この時代の立法のなかに容易にとらえることができる。……しかしながら、行政と立法への皇帝や女帝の個人的な関与の程度は、結局のところ、政府の社会的政策の性格を決定しなかった。その内容には、外見的な違いにもかかわらず、共通性があり、これが、50-60年代をロシア史の単一の時期とみなすことを許している。」⁷⁰⁾

ソヴェト史学がこのように、18世紀50年代と60年代の連続性を強調するようになった背景には、この時期の政府の政策についての実証的研究の進展があった。そしてその場合、18世紀の行政史に関するゴチエの古典的研究の第2巻が1941年に出版された⁷¹⁾こと

66) Morrison, op. cit., p. 484.

67) С. М. Троицкий, “Из истории составления бюджета в России в середине XVIII в.,” Исторические записки, т. 78, 1965; его же, Финансовая политика русского абсолютизма в XVIII в., М., 1966.

68) Raeff, “Random Notes …,” p. 547.

69) Ibid., p. 547.

70) История СССР, т. III, М., 1967, стр. 427. なお、この共通性＝連続性の具体的内容として考えられているのは、元老院の上に立つ事実上の最高権力機関の存在 (Там же, стр. 429), 農民抑圧と地主貴族保護の政策 (стр. 432-40), 「啓蒙絶対主義」の表現としての教会領の世俗化 (стр. 441-42), モスクワ大学や自由経済協会の創設 (стр. 437), そして立法委員会の招集 (стр. 446 и сл.) である。

71) Ю. В. Готье, История областного управления в России от Петра I до Екатерины II, т. I, М., 1913; т. II, М.-Л., 1941. ただし、この研究が対象としているのは、60年代のはじめまでで、1775年の地方改革などは直接には扱われていない。

が、一つ注目すべきことであった。ゴチエは例えば、地方行政への貴族の代表の参加について、この考えは「既にエリザヴェータの治世の終りに立法委員会の計画のなかで非常に明日かつ正確に述べられていた。地方行政の面での貴族の希望の発展は、一般にエカテリナ時代と結びつけられているが、この希望の始まりをこの時期においてはならない。」⁷²⁾と指摘していた⁷³⁾。

しかしこの点でとりわけ重要な役割を果たしたと思われるのは、エリザヴェータ期の立法委員会を論じて、この時期の政策の性格を考えた1951年のルビンシュテインのモノグラフ⁷⁴⁾であった。エリザヴェータの立法委員会は、既にラトキンの著書⁷⁵⁾でも扱われていたが、ルビンシュテインは、新しい史料と観点を導入したこの画期的な研究で、1754年に成立してエカテリナ2世の治世のはじめまで存続したこの委員会の実体と性格を、はじめて本格的な考察の対象とした。彼は、この委員会が残した「臣民一般の地位に関する」(о состоянии подданных вообще) 法案に二つの案文があったことを、綿密な史料の検討によって確認し、この事実を、委員会の主導権がエリザヴェータの最晩年にシュヴァーロフ(П. И. Шувалов)からヴォロンツォフ家(Воронцовы)に移ったことと関連づけ、この二つの案文の比較検討から、次のような結論を導き出した。

「委員会の最初のスタッフの手になった第一の案文は、50年代の政府の政策と不可分の関係にあるものとみなさるべきであり、ペー・イー・シュヴァーロフとその仲間の社会＝経済及び政治綱領の直接の証言である。……この方向は、商人と商工業の発展のための広汎な改革綱領、狭い貴族的特権政策からの明白な離脱を以て特徴づけられる。勿論この場合われわれは、貴族政策の放棄ではなく、形成されつつあった新たな経済的諸条件に対応した貴族国家の課題のより進歩的な理解を考えているのであるが。委員会のスタッフの交替と第二の案文の作成は、ヴォロンツォフ家を首領格とする反動的貴族グループの勝利と関連があり、政府の政策のシュヴァーロフ的コースと完全に対立するものであった。」⁷⁶⁾

これがルビンシュテインの論文の主要な結論であるが、本稿の問題とのかかわりでより重要なのは、ルビンシュテインが、シュヴァーロフに代表された政策の方向のエカテリナ2世による継承ということを強調していたことである。例えば、エカテリナの経済政策の一つの特徴とされる反独占の経済的自由主義なども、その起源は50年代にあったというのが、ルビンシュテインの主張であった⁷⁷⁾が、とくにエカテリナの立法委員会についてル

72) Там же, II, 155-56. (P. Dukes, op. cit., p. 44 所引)

73) ゴチエの著書の第二巻の出版(1941)に先立って、既に1929年に亡命後のキゼヴェツテルが、主にゴチエの研究によるとして、エカテリナの改革事業がエリザヴェータ期を継承したものであることを強調しているが(A. A. Кизеветтер, “Первое пятилетие правления Екатерины II,” Сборник статей посвященных П. Н. Миллюкову, Прага, 1929), この論文の英訳(A. A. Kizevetter, “The Legislator in her Debut,” M. Raeff (ed.), Catherine the Great: A Profile, London, 1972)でみる限り、ゴチエのどの研究によったのかは明らかでない。(Cf. Ibid., pp. 255 f., 260 f., 263)

74) Н. Л. Рубинштейн, “Уложенная комиссия 1754-1766 гг. и ее проект нового уложения <О состоянии подданных вообще> (К истории социальной политики 50-х—начала 60-х годов XVIII в.),” Исторические записки, т. 38, 1951, стр. 208-51.

75) В. Н. Латкин, Законодательные комиссии в России в XVIII ст., СПб., 1887.

76) Рубинштейн, Указ. соч., стр. 250.

77) Там же, стр. 245 и сл.

ビンシュテインは、「この委員会は、その仕事の内容からも、その方法からも、また先行委員会の集めた龐大な資料の利用の点からも、エリザヴェータ委員会の直接の継承者であった。」⁷⁸⁾としていた。事実、法案に対する意見聴取のために貴族と商人の代表を招集することなども、既にエリザヴェータの委員会で行われていた⁷⁹⁾のである。

ルビンシュテインの論文は、研究史の上で大きな意義を有し、その影響は例えば、50年代に出た「ソ連邦史概説」シリーズの「18世紀後半のロシア」(1956)の関係部分にも、これをみることができた。

「成上り者の外人や政府の頻繁な交替のため、18世紀の30-40年代に弱められた絶対主義、地主と商人の国民国家は、50年代に強化された。ペー・イー・シュヴァーロフのイニシアティブで進められた国内諸施策——内国関税の廃止、人頭税増徴に代る塩税引上げ、保護関税政策、銀行と商業委員会の創設——は、若干の進歩的意義を有し、農奴制支配下での資本主義的諸関係の成長と結びついていた。ペー・イー・シュヴァーロフの政府がとった諸方策は、後にエカテリナ2世によって実施された諸施策（教会所領の世俗化、自由経済協会の創立、1767年の〔立法〕委員会の招集、商業委員会の再建、産業独占の廃止）の出発点になった。」⁸⁰⁾

もっとも、ルビンシュテインの研究に、また、これをうけた概説にみられたシュヴァーロフの政策のブルジョア的性格の強調⁸¹⁾は、ソヴェト史学界で30年代に批判されて清算されたはずの、いわゆる「ポクロフスキー学派」の「商業資本」重視への復帰をおもわせるものがあり⁸²⁾、この点は、その後のソヴェト史学で修正された。ルビンシュテインの主張、あるいは1956年の概説の立場がどのように修正されたかは、一般的には、1967年に出た「ソ連邦史」第3巻の17章「18世紀50-60年代の政府の内政⁸³⁾」がこれをよく示しているが、具体的な研究の面で一例をあげると、18世紀50年代の関税政策を扱った研究でヴォルコフは、シュヴァーロフによる国内関税の廃止は、客観的にはブルジョアジーの発展を促したが、この政策の目的は、農民の商行為の自由を通じて地主貴族の利益をはかることにあった、と論じている⁸⁴⁾。

しかし、シュヴァーロフの政策にストレートにブルジョア的性格をみる点は大きく修正

78) Там же, стр. 251.

79) Там же, стр. 227-28, 230.

80) Очерки истории СССР. Россия во второй половине XVIII в., стр. 268.

81) ルビンシュテインは、シュヴァーロフの見解を代表した法案の第一案文の一部について、「18世紀中葉の立法の一般的傾向に反してまで……商人の綱領を明日に反映している。」とさえしていた。(Рубинштейн, Указ. соч., стр. 243) なお Там же, стр. 245-48 をも参照。

82) ただし、ポクロフスキー自身は、シュヴァーロフの政策に限っていえば、これをむしろ「貴族反動」と理解していた。См. М. Н. Покровский, Избранные произведения, т. III, М., 1965, стр. 51-56.

83) История СССР, т. III, М., 1967, стр. 425-54.

84) М. Я. Волков, “Отмена внутренних таможен в России,” История СССР, 1957, № 2; его же, “Таможенная реформа 1753-1757 гг.,” Исторические записки, т. 71, 1962. 「彼はペー・イー・シュヴァーロフの経済綱領に対する大商人の影響を過大評価している。」(Волков, “Отмена …,” стр. 91) というのが、ルビンシュテインの研究に対するヴォルコフの評価である。なお、18世紀ロシアの商人企業家については、R. Portal, “Manufactures et classes sociales en Russie au XVIII^e siècle,” Revue historique, t. 201, pp. 167-70 を参照。

されたとしても、立法委員会を軸とするエリサヴェータ期とエカテリナ2世期の政策の一貫性＝連続性という点は、ルビンシュテインの研究ののち、ソ連の内外の学界で共通の認識として残ることになった。そして、この共通の認識の上に立って行われる実証的研究に関する限り、ソヴェト史学と欧米史学の間には、研究成果の互換性とでもいうべきものも生れて来た。ただし、政治課題の継承、政策の連続性という認識では共通しながらも、ソヴェト史学が、ブルジョア的にせよ、地主貴族的にせよ、政治課題と具体的政策の階級的性格に着目してその一貫性を主張するのに対して、現在の欧米史学、とりわけ「行政的解釈」の立場では、18世紀後半にロシアの為政者が当面していた政治課題、あるいは具体的な行政上の必要の共通性ということから、その連続性が主張されており、この相違はやはり無視できない⁸⁵⁾。

〔VI〕

「行政的解釈」のソヴェト史学の理解との違いを恐らく最もよく示しているのは、ピョートル3世期の内政を扱ったラエフの一論文⁸⁶⁾である。この研究でラエフは、二人の女帝にはさまれたこの在位僅か数か月の皇帝の内政の方向について、その前代（エリサヴェータ）及び後代（エカテリナ2世）のそれとの連続性を確認している。そしてこの結論は、総体的には現在のソヴェト史学の認識と矛盾するものではないが、興味深いのは、ロシアの貴族をピョートル1世以来の義務的な勤務から最終的に解放した1762年2月18日の有名な布告に関するラエフの解釈である。この布告については、これを、強制的・義務的な国家への勤務からの解放という貴族の永年の希望を政府が遂に容認したものとするのが、伝統的な解釈であり、これが現在のソヴェト史学では、貴族に対する専制の譲歩、即ち「貴族帝国」完成への重要な一段階という見方になっている。

しかしラエフはかねてこのような解釈を疑問とし⁸⁷⁾、「1762年の法令は、しばしばいわれているように、国家に対する貴族の〈勝利〉を表わすどころではなく、貴族の勤務からの国家の〈独立〉の宣言を表していた。」⁸⁸⁾と主張していた。そして1970年の論文では彼

85) 欧米の学界では、戦前にザッケが「[18世紀中葉のロシアにおいては] 貴族の大部分が古い経済形態を固執していたのに対して、大土地所有者たる高級貴族 (Aristokratie) の代表者たちは、ますます商工業へ目をむけ、……高級貴族とブルジョアジーの利益の接近がおこった。」とし (Sacke, *Die gesetzgebende Kommission ...*, S. 36), 「立法委員会におけるブルジョアジーの数的優越は、事実上、エカテリナとその側近の協力者たちの所業であったことがわかる。これは、歴史学において従来過少評価されていたエカテリナのブルジョア的で、反貴族的な政策の表現として現れる。」 (G. Sacke, „Adel und Bürgertum in der gesetzgebenden Kommission Katharinas II. von Russland,“ *Jahrbücher für Geschichte Osteuropas*, B. III, 1938, S. 417) と主張していたが、現在の西ドイツ史学は、1945年に強制収容所で死亡したこの研究者の考えのなかに、ポクロフスキー史学の間接の影響を認めている。(Cf. Geyer, *op. cit.*, S. 33) また、エカテリナ時代を「貴族帝国」の頂点とする現在のソヴェト史学は、立法委員会の各層別の代議員数を再検討したベリャフスキー (M. T. Белявский, *Крестьянский вопрос в России накануне восстания Е. И. Пугачева*, М., 1965, стр. 178) によって、ザッケのいう「ブルジョアジーの数的優越」という事実そのものを否認している。(Cf. Duke, *op. cit.*, p. 219)

86) M. Raeff, “The Domestic policies of Peter III and his Overthrow,” *American Historical Review*, Vol. LXXV, 1970.

87) Cf. Raeff, *Origins of ...*, pp. 10 f.

88) *Ibid.*, p. 109.

は、この法令（布告）のなかに、「必ずしも貴族身分に基礎をもたない官僚層 (a corps of officials) を創ろうとする〔政府の〕希望」、「専門的な官僚層を創って、勤務につかない貴族を土地もちの有閑郷土階級 (a class of landed gentry of leisure) に変えようとする……一貫した努力」、「自分の所領の世話をするか、優雅な有閑生活を送るかしたい貴族たちの気のすすまない勤務をなして済まそうとする政府の希望」をみている⁸⁹⁾のである⁹⁰⁾。

1762年の布告をこのように、専門的な官僚層の創出という行政上の必要から出されたものとするラエフの解釈は、ジョーンズの新著でもほぼ全面的に継承されている。ジョーンズによれば、この「布告は、貴族から要求される勤務の総量の縮小を、よりよい訓練と教育によって貴族の勤務の質を向上させる計画と結びつけた⁹¹⁾」もので、その狙いは、七年戦争の終結を目前にして、これに伴う動員解除を、勤務の圧縮と合理化に利用することにあつた⁹²⁾。

「動員解除のこのような方法を選択することによって、国家は一石二鳥を狙うことができた。即ち、それは貴族たちに、彼ら自身の前途を、変化の方向に決める喜ばしい機会を与え、そして——この方が重要であるが——国家に、その気持のあるものだけからなる将校団と官僚団を残そうとした。勤務に不満な徴用貴族の排除は、勤務そのものの倫理、規律、そして専門性の向上の機会を国家に提供した。このような文脈において、この布告の狙いは、国家勤務を官僚制の方向で再組織し、勤務貴族を専門的な業績をもつものにかえることであつた、というラエフの主張は説得的である。」⁹³⁾

このようなラエフ（とジョーンズ）の1762年の布告の理解が、「行政的解釈」の線上のものであることは明らかであるが、注意すべきは、ピョートル1世ののちロシアでは、貴族は自己の存在理由を専ら国家への勤務に求めており⁹⁴⁾、このため1762年以後も、勤務は貴族にとって社会的・道徳的には義務であり⁹⁵⁾、ロシアでは貴族の国家からの自立、社団的自治は遂に実現しなかつた⁹⁶⁾、というのがラエフの基本的な考え方であり、そしてむしろこの点に、ラエフによる18世紀ロシア社会の構造的理解の特質があることである。本稿では、このラエフの考えを詳しく述べることはしないが、彼が最も関心をもっているのは、官僚国家と貴族社会の関係を軸とするピョートル1世から「大改革」までのロシア

89) Raeff, "Domestic policies ...," pp. 1293 f.

90) ソヴェト史学においても、ロシア絶対主義の国家機構の官僚化の過程を論ずる立場からは、1762年の布告が、дворянская бюрократия の чиновничья бюрократия への推移の転機として重視されている。См. Н. Ф. Демидова, "Бюрократизация государственного аппарата абсолютизма в XVII-XVIII вв.," Абсолютизм в России, стр. 238-39.

91) R. E. Jones, The Emancipation of ..., pp. 31 f.

92) Ibid., pp. 33 f.

93) Ibid., p. 34.

94) Raeff, Origins of ..., Chap. III, esp. pp. 61, 70, 90 f., 119 f.; ditto, "State and Nobility in the Ideology of M. M. Shcherbatov," American Slavic and East European Review, Vol. XIX, 1960, pp. 368-71.

95) Raeff, Origins of ..., pp. 111-13 and passim.; Ders, „Staatsdienst, Aussenpolitik, Ideologien: Die Rolle der Institutionen in der geistigen Entwicklung des russischen Adels im 18. Jahrhundert," Jahrbücher für Geschichte Osteuropas, N.F., B. VII, No. 2, 1959, S. 115; ditto, "L'État, Le gouvernement et la tradition politique en Russie impériale avant 1861," Revue d'histoire moderne et contemporaine, t. IX, 1962, p. 299.

96) Raeff, Origins of ..., pp. 98 ff., 106.

政治社会の社会史的特質の問題である。しかしその場合この官僚と貴族との関係について、ラエフには、両者をその対立面、対抗関係の側面にとらえる傾向がうかがわれる。例えば――

「18世紀のうちに、貴族層――彼らは、短期間しか、あるいは全く勤務しないで、その関心を国における彼らの可能な社会的、文化的役割に移していった――と官僚層――官庁に勤務する（その多くが非貴族出身の）本職の役人の新しい階級――との区別がおこり始めた。官僚層が枢要の地位を引き継ぎ、報酬と認知と高い地位を確保する一方で、貴族層は国務への直接の参加から身をひいて行った。」⁹⁷⁾

「貴族の社团的権利と特権に関するエカテリナの立法⁹⁸⁾の失敗のより深い原因は、君主の個性よりは、貴族から分離されて、時にはそれと対立しさえした官僚層の発生にあった。」⁹⁹⁾

もとよりラエフも、身分制を以て単純に、絶対主義の官僚制によって克服さるべきものと考えているわけではない。むしろ彼は、帝政ロシアにおいて内部からの改革の試みが常に成功しなかった「最も重要な原因」として、「統治機構の外に権威と権力の中心を発展させることに失敗したこと、即ち特権と権利と、自分たちの範囲内での行動の自律性を与えられた強力な社団ないし身分の欠除」をあげ、「絶えざる膨張と近代化と西欧化という条件の下で、ロシアが、絶対王政にせよ議会王政にせよ法の支配を可能にするところの社会的・政治的な *corps intermédiaires* (モンテスキュー) を発展させることに失敗した」ことを重視している¹⁰⁰⁾。従って彼も、一般的には、強固な社団ないし身分の存在を安定した政治体制にとって不可欠なものであった、と考えていることになる。しかし同時にラエフには、上にみた1762年の布告の理解にもうかがえたように、少なくとも18世紀後半のロシアについては、官僚国家と貴族社会を両者の対抗関係にとらえる一面がある¹⁰¹⁾。そしてこのようなとらえ方が、ラエフの「行政的解釈」と適合的な関係にあることはいうまでもない。

これに対してガイヤはその研究¹⁰²⁾で、ラエフとほぼ同じ課題意識をもちながら、この点についてかなり違った理解を示している。この違いは、つきつめていえば、ラエフの「行

97) Raeff, *Origins of ...*, p. 107. なおついでながら、ラエフは18世紀後半における官僚の進出に伴った貴族の国家からの疎外感を、ロシア・インテリゲンツィア発生の重要な条件と考えている (Cf. *Ibid.*, pp. 109-11).

98) これは具体的には、1775年の地方改革と1785年の特権認可状のことである。

99) M. Raeff (ed.), *Plans for political Reform in imperial Russia. 1730-1905*, Englewood Cliffs, N. J., 1966, Introduction, p. 24.

100) *Ibid.*, pp. 38 f.

101) ラエフは、上にのべたエカテリナ2世即位直後のパーニンの改革案の背景の理解において、パーニンに代表される“*aristocratic party*”に、「中央政府の高官」で「全部が貴族出身ではない、皇帝の個人的助言者」からなる“*bureaucratic élite*”を対置させているが (Raeff, *Origins of ...*, pp. 105 f), ここにも官僚国家と貴族社会を対立的に考えるラエフの構図の特徴が現れている。

102) 上記の D. Geyer, „*Gesellschaft*‘ als staatliche Veranstaltung. Bemerkungen zur Sozialgeschichte der russischen Staatsverwaltung im 18. Jahrhundert, “*Jahrbücher für Geschichte Osteuropas*, N. F., B. XIV, S, 21-50 の他, Ders., „*Staatsausbau und Sozialverfassung. Probleme des russischen Absolutismus am Ende des 18. Jahrhunderts*, “*Cahiers du monde russe et soviétique*, t. VII, 1966, pp. 366-77.

政的解釈」(administrative interpretation) とガイヤの「行政史」(Verwaltungsgeschichte) 的解釈の違いによるものということに恐らくなるだろうが、具体的には、ラエフが、ロシア絶対主義の官僚制を考える場合にも、しばしば M. ウェーバーによって、その近代官僚制の概念をいわば座標軸としている¹⁰³⁾のに対して、ガイヤはその問題設定において、ウェーバーよりもより多く O. ブルンナーの「社会史」(Sozialgeschichte) の考えをうけている¹⁰⁴⁾。ガイヤの研究についても、ここでは、必要な限りで簡単に述べるが――

一般に「絶対主義には、〔国家の官僚とともに〕身分団体そのものも、規制された国家意志の伝達機関として明らかに不可欠であった。」¹⁰⁵⁾しかし、身分制の伝統の弱かったロシアでは、「専制はたしかに、組織された諸身分の『古い法』に対するたたかいはまぬがれていたが、それとともに、西方で君主制の行政国家が自らの目的に役立たせることのできた社会的エネルギーと経験をも奪われていた。」¹⁰⁶⁾従って、「ロシアにおける国家絶対主義の完成は、社会体制の身分的・社団的方向への進歩に依存していた。……ロシアの専制は、歴史が西方の絶対主義にいわば既に与えていたものの穴うめをしなければならなかった。」¹⁰⁷⁾のである。そしてそのような、「国家装置を下から、県や郡において、ともに担うにふさわしいような社会団体(Sozialkörper)」¹⁰⁸⁾の成立においては、貴族を義務的勤務から解放したピョートル3世の布告が、「基本的な意義」を有していた¹⁰⁹⁾。「民間人になってゆく貴族の出現とともに、同時に、土地と農奴を所有する臣民階級を、今や軍隊とは無関係にも組織し、国家に、国家行政につなぎとめることを可能にする重要な前提が創られたからである。しかし正にこのことを、エカテリナはその急速な立法で実行した。即ち、『身分的な』基礎に立つ地方行政の新秩序と、郡、県及び都市の『身分的に』編成された『社会』(общества) の整備とによる国家改造である。」¹¹⁰⁾しかしながらこの『社会』は、結局のところ、「国家目的に従属させられた、上から規制された臣民団体」に他ならず、その上ロシアは身分制の歴史的経験ももたなかったので、社団的なものは発展しなかった¹¹¹⁾。

ガイヤの理解は、このように、その根本においてはラエフと大きく異なるものではないが、貴族と官僚国家の関係の把握においてはかなりの違いをみせている¹¹²⁾。そしてその場

103) この点については、H.-J., Torke, „Das russische Beamtentum in der ersten Hälfte des 19. Jahrhunderts,“ *Forschungen zur osteuropäischen Geschichte*, B. XIII, 1967, S. 9 f. と C. M. Троицкий, *Русский абсолютизм и дворянство в XVIII в.*, М., 1974, стр. 17 の指摘をも参照。

104) Cf. Geyer, „„Gesellschaft‘ als ...,“ S. 21. ただし、O. ブルンナーがロシアとヨーロッパの社会・政治構造の本質的な相違を前提とするのに対して(オットー・ブルンナー [成瀬治, 他訳], 「ヨーロッパ——その歴史と精神」(1972) の第10, 11, 12 論文を参照), ガイヤは、根本的にはこの立場に立ちながらも、少くとも18世紀後半のロシアについては、ヨーロッパと共通するものと考えて、その枠内でロシアの特殊性を問題にすることが、一応は可能であるとの前提に立っている。この点は、同じ西ドイツの K.-H., Ruffmann, „Russischer Adel als Sondertypus der europäischen Adelswelt,“ *Jahrbücher für Geschichte Osteuropas*, N. F., B. IX, 1961 も同様である。

105) Geyer, „„Gesellschaft‘ als ...,“ S. 23.

106) Geyer, „Staatsausbau und ...,“ S. 368.

107) Geyer, „„Gesellschaft‘ als ...,“ S. 26.

108) Ibid., S. 26.

109) Geyer, „Staatsausbau und ...,“ S. 369.

110) Ibid., S. 369.

111) Geyer, „„Gesellschaft‘ als ...,“ S. 37.

112) ガイヤの考えを Raeff, *Origins of, ..., pp. 95-97* の次の言葉と比較されたい。「当時の西方の思

合、われわれの関心からみてとくに注目したいのは、1762年の布告の位置づけである。これが、上記のラエフの「行政的解釈」と違ったアプローチであることは、いうまでもないが、本稿の主題との関連でいえば、ガイヤの解釈は、1775年の地方改革——とくに諸身分の地方行政への参加と身分的自治——の背景として、何よりも1762年の布告の意義を重視するものである。彼は、この布告によって「今や始めて、農奴制の基礎の上で、貴族『社会』を県と郡に確立し、それを国家装置に接合することが、考慮できるようになった。」としている¹¹³⁾。また彼は、既にエリザヴェータ期に前記のシュヴァーロフが、行政の強化のために地方在住貴族の地方行政への登用を考えていた¹¹⁴⁾が、こうした考えも、「貴族の地方在住が事実上自由になった現在、予想外の現実性をおびることができた。」ともいっている¹¹⁵⁾。われわれはさきに、ガイヤが1775年の地方改革に対する立法委員会の「訓令書」の影響を否認していること、それから、これに関連して彼にはエカテリナの政策転換という問題意識がないことを指摘したが、これも彼が、1775年の改革の背景として、1762年の布告を、いわば出発点としていることと無関係ではない。

しかしながらガイヤは、現実に勤務を去った貴族の数はわからない、としながら¹¹⁶⁾、このようにピョートル3世の布告の意義を強調しているのであって、この点にはかなり問題があるように思われる。ピョートル1世ののち、ロシアの貴族の勤務条件は、アンナ女帝の時代(1730-40)に、終身の勤務が25年に限定され、2人以上の男子のいる家は1人を所領管理のため家に残すことが許されるなどして、既にある程度緩和されていた¹¹⁷⁾。従って50年代におけるシュヴァーロフの提案自体、当時においても、ガイヤがいうように全く現実性をもたなかったとは考えられないが、他方1762年の布告が、ごく短期的にはともかく、長期的にも多くの貴族の勤務からの離脱をもたらしたとは考えられておらず、むしろその逆の理解が一般的である¹¹⁸⁾。それから、1762年の布告が、その文言に即してみ

想とモデル……の影響で、エカテリナ大帝は、ロシアの身分組織の確立さるべきことを確信するにいたった。彼女のこの信念は、政府が、専ら国家への勤務に身を献げる貴族を必要とする度合が低下することによって強められた。というのは、かなりの『官僚層』(政府の軍事・行政課題にその生涯と精力をささげる一陣の人々)がそれまでに発展していたからである。しかし、怠惰な貴族たちはどのように取扱われるべきであったろうか? ……貴族の国家への依存をより少くし、同時に彼らに新たな社会的役割を与えるであろうところの、地方行政への参加と地方の経済・文化生活における重要な役割——これが18世紀末に啓蒙政治家と役人たちが思いついた解決であった。1775年と1785年の法は、これらの考えの若干に制度的な形を与えるために計画された。」 Jones, *The Emancipation of ...*, p. 164 の「国家勤務の専門化と帝国官僚層の膨張は国家の自律性と能力を高め、世襲的な所領の所有者に対する国家の依存を弱めた。何よりもこのような発展が将来の貴族の身分に関する問題を発生させた。」という認識も、ラエフと同じ発想に立っているといえる。

113) Geyer, „, Gesellschaft' als ...“, S. 29.

114) このシュヴァーロフの構想については、С. О. Шмидт, “Проект П. И. Шувалова 1754 г. <О разных государственной пользы способах>,” *Исторический архив*, 1962, № 6, стр. 105-18 ならびに Dukes, op. cit., pp. 36 f を参照。

115) Geyer, „, Gesellschaft' als ...“, S. 30.

116) Ibid., S. 30.

117) Cf. Raeff, *Origins of ...*, pp. 62 f., 69; Jones, *Emancipation of ...*, pp. 24-26.

118) Cf. Raeff, *Origins of ...*, pp. 211 f.; Ders, „Staatsdienst, Aussenpolitik ...“, S. 155 f.; Ruffmann, op. cit., S. 163; Torke, op. cit., S. 27 f.; J. Hassel, “Implementation of the Russian Table of Ranks during the Eighteenth Century,” *Slavic Review*, Vol. XXIX, 1970, p. 289 f. ただし Jones, *The Emancipation of ...*, pp. 44 ff. は逆の見解をとっている。

るならば、勤務の自由を積極的かつ無原則に認めたものではないこと¹¹⁹⁾、また、この布告の完全な確認をエカテリナ2世が永い間にめらったという事実¹²⁰⁾も、この際無視できない。ガイヤのように、いわば無条件に、この布告の画期性を前提とすることには問題があるのである。

〔VII〕

もっとも、このガイヤの考えは、彼に始まるものではなく、彼は明示していないが、既に革命前の歴史家に先例をもっており、ガイヤ自身その影響をうけていると考えられる。即ち古くは、ロマノヴィチ＝スラヴァティンスキーが、その古典的な「ロシア貴族史¹²¹⁾」で、1762年の布告を既に次のように評価していた。

「国家に対する不断の勤務を義務づけられていた貴族は、1762年までは、本来の自治と、県の裁判及び行政への参加を認められる地方社会に組織されることができなかった。……1762年の布告は、貴族を連隊と役所から解放して村々に帰らせる。貴族は新たな特権——勤務の負担からの自由——を大幅に利用し、連隊や役所から故郷の所領に大量に移り住む。それまで人気のなかつた郡が地主たちでみたされる。それまで国家に対する勤務のためつき会いのなかつた地主たちが、お互いに連帯的な地方的つながりと利害を感じ始める。このようにして生れる利害の意識は、自分たちの社会的問題について自治権をもつ地方貴族社会の組織の必要をよびおこす。」¹²²⁾

ロマノヴィチ＝スラヴァティンスキーは、1870年に刊行されたこの著書において、当時歴史学界で有力であった、いわゆる「国家学派」(государственная школа)の「総体的緊縛」(всеобщее укрепление)の理論、即ち、モスクワ時代以来のロシア史を「諸身分の緊縛と解放」(закрепощение и раскрепощение сословий)の過程とみる思想¹²³⁾の影響をうけていた。彼は、少し前に行われた農奴解放の強い印象の下で、「これ(1762年の布告)は、農奴的農民の歴史における1861年2月19日の布告に比較できる。地主に対する農奴的隷属から農民を解放した後者と同様、1762年2月18日の布告は貴族を、彼らに課せられていた負担——貴族をやはり隷属的身分の地位においていた国家に対する義務的勤務——から解放した。それは、この身分の歴史における転換点をなしている。」¹²⁴⁾と述べていた。そして、彼のこのような1762年布告の理解は、後代の研究者にも少なからぬ影響を与え、20世紀に入ってから、例えばコルフは、これまた研究史の上での古典であるそのモノグラフ¹²⁵⁾で、「1762年の布告の公布は、貴族の身分的支配の歴史における最初の要因

119) Cf. Ibid., pp. 29-32; Griffiths, op. cit., p. 328; Torke, op. cit., S. 28; Dukes, op. cit., pp. 42 f. なおこれは、上記の1970年の論文におけるラエフの1762年布告の解釈に対する疑問にもつながる点であるが、ここでは問題の指摘にとどめる。

120) Cf. Ibid., pp. 45 f.; Jones, The Emancipation of ..., pp. 116 ff., 279 f. エカテリナは、公式には1785年の貴族に対する特権認可状ではじめて、ピョートル3世の布告を確認した。

121) А. Романович-Славатинский, Дворянство в России от начала XVIII века до отмены крепостного права, СПб., 1870.

122) Там же, стр. 490.

123) これについては、拙稿「ペー・エス・ミリュコフと〈国家学派〉」, スラヴ研究, No. 12, 1968, とくに pp. 37-39 を参照されたい。

124) Романович-Славатинский, Указ. соч., стр. 192-93.

125) С. А. Корф, Дворянство и его сословное управление. 1762-1855, СПб., 1906.

であった。」¹²⁶⁾としていた。

しかしこれに対して、同じ20世紀のはじめ、自由主義的な歴史家キゼヴェツテルは、ピョートル1世ののち、18世紀の第2・第3四半期に「農業的貴族はますます勤務階級たるの性格をうしない、義務的勤務の重い引き綱から自らを解放して、自分の田舎の屋敷におち着き、経営計画に熱中し、地方行政での指導的役割をますます意識的に志向し始める。18世のはじめにピョートル1世の行政の構想の実現に不足していた地方貴族社会が、今や、18世紀の第4四半期までに、ロシアの現実の真の事実になった。」として¹²⁷⁾、1762年の布告の画期性よりは、これを含む18世紀の中葉の発展を全体として重視していた¹²⁸⁾。しかし、1775年の改革の背景として、義務的勤務からの貴族の解放を考える点では、このキゼヴェツテルもロマノヴィチ=スラヴァティンスキーと、従ってまたガイヤと、変らなかった。と同時に、彼は、「エカテリナ2世の行政改革は、地方の諸勢力に行政事項への参加を呼びかける国家の必要を表現し、官僚的方法だけでは行政を行なうことができないという政府の自覚を表現していた。」¹²⁹⁾とした点で、ガイヤの18世紀ロシア行政史の理解にかなり近い立場にあったといえる。

もっとも、このような「国家の必要」、「政府の自覚」にもかかわらず、1775年の改革が「選挙制の機関に郡の日常のつまらない仕事をまかせて、これを、純粹に官僚的な原則でおかれた県諸機関の統制と指導に従属させた」ことと、「地方行政全体が——官選・民選の別なく——県の完全な主人と認められた総督の無条件の裁量にまかされた」こと¹³⁰⁾のなかに、「地方自治の舞台における官僚と地方団体の協力が、当時においては、地方の自主性による官僚体制の制限よりは、社会的代表機関そのものの官僚化をもたらした¹³¹⁾」ことの原因をみたキゼヴェツテルの視点は、もともと「女帝にとって重要なのは、社団的自由への解放ではなく、『国家的諸身分』(staatliche Stände)の国家への編入であった¹³²⁾」とするガイヤの主張とは、かなり違ったものであった。「貴族社会の存在理由は、この新たな行政体系に、定期的な選挙による役人徴募の適当な制度を保証する義務以外にはなかった。」¹³³⁾ともガイヤはいつている¹³⁴⁾。そしてこの点では、ガイヤの理解はむしろ、ロマノ

126) Там же, стр. 13.

127) Кизеветтер, Местное самоуправление в России, стр. 92. なお Кизеветтер, исторические очерки, стр. 279 をも参照。

128) このキゼヴェツテルの理解は、こののち——とくにゴチエの研究(Готье, История областного управления, II, стр. 155-56)ののち——一般的になり、現在の研究者は、たとえば次のようにいつている。「1725年から1762年までの時期は……若干の留保をつけてではあるが、一般的には、勤務からの徐々の解放の時期とよぶことができる。そしてこの傾向は、若干の地方で、貴族と地方行政当局の密接なつながりの発展に反映された。」(Dukes, op. cit., p. 18. なお Ibid., pp. 43-44 をも参照)。ただし、Jones, The Emancipation of ..., pp. 44 ff. は Готье を批判して、Романович-Славатинский と Корф の説に立戻っている。

129) Кизеветтер, Местное самоуправление ..., стр. 102.

130) Там же, стр. 101.

131) Там же, стр. 99-100.

132) Geyer, „Gesellschaft als ...“, S.38.

133) Ibid., S. 44.

134) Griffiths, op. cit., p. 328 は、このガイヤの考えに賛意を表している。ガイヤの研究とは別に、ジョンズも、「[貴族の]集会に対する国家の唯一の関心は、適任な役人を選出するための手段としてであった。」とか、「貴族の組織への強制的加入は、多くの点で、強制的勤務の代用物であった。」

ヴィチ＝スラヴァティンスキーの、これまた「国家学派」的な、次のような把握と連なる面をもっている¹³⁵⁾。

「それ（いわゆる貴族自治）は、本質において、中央政府の必要に対応した貴族の義務的軍隊勤務の、地方行政の必要に対応した義務的な地方文官勤務への改編にすぎなかった。それは、本質において、地方の裁判官と警察署長の要員を出す地方貴族社会の義務であった。貴族も次第に、そして自ら、この新たな特権をこのように理解し始めた。」¹³⁶⁾

「国家学派」がロシア史の特徴としての権力（君主）の指導性、創造的役割という観点からえがいた国家（権力）と社会（諸身分）の関係の歴史については、私はかつて、不十分ながらその批判的検討を試み¹³⁷⁾、この「国家学派」に始って現在にいたるまで学界でいわば常識になっている、ロシアにおける身分制の伝統の弱さという点の理解の仕方についても、私は、モスクワ時代史についてはあるが、従来の考え方に若干の疑義を提出している¹³⁸⁾。この常識は、上記のラエフやガイヤを含む多くの、とりわけ欧米の学者の18世紀ロシア史研究にとっても、いわば当然の前提になっているが、本稿ではこの問題はとりあげない。私は次の機会に、1775年の地方改革に対する1767-68年の立法委員会の影響の問題をやや具体的考える予定なので、そのなかで必要に応じてこの問題にもふれることになる。

とかいい (Jones, *The Emancipation of ...*, pp. 262, 286), S. F. Starr, *Decentralization and Selfgovernment in Russia (1830-1870)*, Princeton, 1972, p. 18 も、「貴族の社団的組織化は、エカテリナ大帝によって、貴族による政治活動を刺激するためよりは、要員に対する行政当局の必要を満すために、確立されていた。」とのべている。また Torke, *op. cit.*, S. 31 も同様の理解を示している。

135) このことは、Geyer, „Staatsausbau ...“ S. 371 で、ガイヤ自身、間接的に認めている。

136) Романович-Славатинский, Указ, соч., стр. 491. (引用の傍点は原文のイタリック部分) なおロマノヴィチ＝スラヴァティンスキーは「この新たな特権」を、「義務的勤務の再版」, 「本質において従前の義務的勤務の新版」ともよんでいた。(Там же, стр. 400, 401)

137) 拙稿「ペー・エヌ・ミリュコーフと〈国家学派〉」, スラヴ研究, 12, 1968.

138) S. Toriyama, “On the Muscovite Autocracy—A comparative Review—,” *Forschungen zur osteuropäischen Geschichte*, B. XVII, 1973. なお、拙稿「ロシアの身分制議会」, 史学雑誌, 71の10, 1962をも参照。

The Provincial Reform of Catherine II

—Its Motives and Backgrounds—

Shigeto TORIYAMA

The present paper deals with the motives and backgrounds of the provincial reform of 1775, under the reign of Catherine II. Following the reference to the empress's strong intention to preserve an autocracy, views of several writers, both old and new, are reexamined: views upon the problem how her reform was connected with the Pugachev's Rebellion of 1773–75, Legislative Commission of 1767–68, Peter III's Manifesto of February 18, 1762, Elizabethan Legislative Commission of 1754–62, and the like.

The paper will serve as a note preliminary to the writer's forthcoming essay on the Legislative Commission of 1767–68, and will also afford a tentative prospect over the development of what might be called "estates-constitution" in eighteenth-century Russia.